# 令和6年度 三島市放課後児童クラブ入会案内





# 株式会社 トヨワ エンタフ。ライズ

I	三島市放課後児童クラブの概要	P1
II	三島市放課後児童クラブの利用申請について	P4
Ш	年度中途からの利用を希望される方の申請について	P 5
IV	夏休みのみのの利用を希望される方の申請について	P6
V	放課後児童クラブのルール	P6
VI	申請内容の変更及び退会について	P9
VII	土曜日開館について	P9
VIII	その他	P9
	申請書類記入例	P10~13
	放課後児童クラブ一覧	P14

三島市学童運営グループ 三島市大場94 足立ビル2F西 ☎055-941-7601

### Ⅰ 三島市放課後児童クラブの概要

### 1 目 的

放課後児童クラブは、保護者が就労等により、放課後や長期休業中に家庭にいない小学生に対し、適切な遊びの場や生活の場を提供し、その健全な育成を図ることを目的として実施しています。

### 2 対象児童:児童クラブの利用申請ができる方

放課後児童クラブを利用できる児童は、三島市内に住所を有し、小学校に在学する者であって、児童の保護者及び18歳以上65歳未満の同居(二世帯住宅や同一敷地内含む)の直系親族等が次のいずれかの事由に該当することで、放課後、家庭において児童の保育ができないと認められる場合を対象としています。ただし、放課後児童クラブの利用料等に兄弟姉妹の利用分も含めて滞納がない方に限らせていただきます。

※直系親族等とは、児童の保護者およびその配偶者、児童の兄弟、祖父母等を指します。

- (1) 家庭外労働 昼間常に自宅の外で仕事をしている。 午後1時~午後6時30分の間に通勤時間を含んで3時間以上、且つ月に16日以上勤務していること。
- (2) 自営業・農業等 昼間自宅の中で、常に児童と離れて日常の家事以外の仕事をしている。 午後1時~午後6時30分の間に3時間以上、且つ月に16日以上勤務していること。
- (3) 出産 母親が妊娠中または出産後間がない出産予定月の3ヶ月前から出産月の3ヶ月後 以内であること。
- (4) 疾病・障害→疾病・負傷または心身に障害がある。
- (5) 看護・介護→長期にわたり疾病や心身に障害のある同居親族をいつも看護・介護している。
- (6) 災害復旧→地震・風水害・火災など災害の復旧にあたっている。
- (7) 就学→職業訓練学校等に通学し、通学時間を含み午後4時以降までカリキュラムを受講している。
- (8) その他 三島市が特に児童クラブが必要であると認めた場合。 ※私的な用事や事前に届出された事由以外での用事では、お預かりできません。

#### 3 開所日

令和6年4月1日から翌年3月31日まで (ただし、次の休所日を除く。)

【休所日】・日曜日

- ・国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日
- · 年末年始 (12月29日~1月3日)

### 4 開所時間

①月曜日~金曜日 放課後~午後6時30分まで

②長期休業中及び学校代休日 午前7時30分~午後6時30分まで

③土曜日※ 午前7時30分~午後6時30分まで(別途、利用料が発生します)

④お盆※ 午前7時30分~午後6時30分まで

※VII土曜日開館について・VIIIお盆開館について(P9)をご確認ください。

⑤延長利用 午後6時30分~午後7時00分まで(別途、利用料が発生します)

### 5 利用料金等

(1) 利用料金(月額)

	8月以外の月	8月	会	費	土曜日	延長利用	
	0月以外0月	0月	おやつ代	備品代	上惟口		
第1子	5,000円	8,000円	1,500円	500円	400円/回	100円/回	
第2子	2,500円	4,000円	1,500円	500円	400円/回	100円/回	
第3子以降	無料	無料	1,500円	500円	400円/回	100円/回	

- ・同一世帯から2人以上が同時に児童クラブに入会している場合、第2子以降の利用料は割引または無料になります。
- ・午後6時30分~午後7時00分までのご利用は、延長利用料が発生します。 ※延長利用をする場合は原則、前月の25日までに事前申請をお願いします。
- ・土曜日は、預かり時間に関らず、土曜日利用料が発生します。また、最大19時までの 延長利用も可能ですが、別途、延長利用料が発生します。
- (2) 会費(おやつ代・備品代) ··· 月額2,000円 アレルギーを持つ児童については、おやつをご家庭より持参していただくため 備品代の500円のみとなります。
- (3) 利用料の減免について(後日、別途申請が必要です) 以下に該当する世帯は減免の対象となり、利用料は次のとおりとなります。
  - ① 生活保護・住民税非課税世帯…無料
  - ② 児童扶養手当受給世帯

	8月以外の月	8月		
第1子	3,000円/月	4,800円/月		
第2子	1,500円/月	2,400円/月		
第3子以降	無料	無料		

※①②共に、会費および土曜日利用料・延長利用料は、通常料金をいただきます。

### 6 利用料金等の納付

利用料は、会費(おやつ代・備品代)と一緒にまとめて<u>利用月の翌月27日に指定の口座から</u> <u>引落し</u>します。<u>残高不足などの理由により口座引落しができなかった場合は、お振込みでの</u> <u>お支払い</u>をお願いします。その際の振込手数料は、<u>利用者様のご負担</u>でお願いします。 (口座引落しができなかった場合は、当社より別途、ご連絡させていただきます。) 毎月の口座からの引落しが確実に出来るよう、日頃から口座残高の確認をお願いします。

《重要》利用料金等の滞納分は一括支払いしていただきます。特別な理由もなく、2ヶ月間利用料金 等を滞納した場合は、退会をしていただくことがございます。また、入会決定の判断時に 利用料金等の滞納がある場合は、翌年度の継続入会をお断することがありますのでご承知 おきください。

### 7 傷害保険・賠償責任保険

放課後児童クラブに入会している児童を対象とした保険に加入しています。

### 保険料は、当社が負担します。

#### ①障害保険

(1) 保険期間 放課後児童クラブ入会から翌年3月末まで (退会した場合は保険の適用はされなくなります。)

- (2) 保険料 全額、当社が負担します。
- (3) 保険適用範囲 児童クラブの活動中
- (4) 保険金額 死亡保険金 30,000,000円

後遺障害保険金 45,000,000円 (最高)

入院保険金 日額4,000円(事故日より180日以内) 通院保険金 日額1.500円(事故日より180日以内、

通院日数30日を限度とする。)

### ②賠償責任保険

(1) 保険期間 放課後児童クラブ入会から翌年3月末まで (退会した場合は保険の適用はされなくなります。)

- (2) 保険料 全額、当社が負担します。
- (3) 保険適用範囲 児童クラブの活動中
- (4) 保険金額 対人・対物賠償 合算1事故 500,000,000円 ただし、対人賠償は1人100.000.000円

### 8 児童クラブでの育成支援の内容

(1) 基本理念

『明るく、仲良く、元気良く 笑顔あふれる児童クラブ』

### (2)育成指針

①安心・安全

全ての基本は『安心・安全』です。子どもが安心して過ごせる生活の場としてふさわしい 環境を整え、安全面に配慮しながら子どもが自ら危険を回避できる感性を磨きます。

②豊かな心

明るく、衛生的な環境を大切にし、児童の発達に応じた主体的な生活や遊びができるよう 支援を行い、心身ともに健やかな生活から豊かな心を育みます。

③自立した心

子どもたちが自ら積極的に考え、行動し、そこに責任を持つことで自立した心を養い、 子どもが誰でも主人公になれるような居場所を提供します。

④礼儀正しい心

集団生活の中で、まわりの人を尊重する思いやりの心を育て、感謝の気持ちを忘れずに、 元気よく明るいあいさつができる等、礼儀正しい心を育みます。

⑤游びを学びへ

学校から解放される放課後に、子どもたちが気持ちを解き放ち、思い切りやりたい遊びに 集中しながら、遊びを通じて学び豊かな感受性を育みます。

※英会話教室(1回/月)、モノづくり教室(1回/年)、季節に応じたオリジナルイベント等

入会希望の多い児童クラブについては、新年度の入会をお待ちいただく場合があります。 また、高学年児童の受入れは、低学年児童受入れ後、定員に余裕のある児童クラブに限ら せていただいております。

### 1 利用期間

令和6年4月1日から翌年3月31日まで

### 2 新年度入会申請受付期間

### 令和5年12月1日(金)から令和6年1月9日(火)まで

(土・日曜日、祝日、令和5年12月29日から令和6年1月3日を除く)

- ※受付期間を過ぎても随時受付をしていますが、<u>期間中に申請された方を優先します。</u> また、3月15日(金)以降に申請された場合、4月1日からの入会はできません。
- ※令和6年5月1日以降の入会についての受付は、新年度になってから開始します。

### 3 利用申請に必要な書類

下記必要書類をすべてそろえて申請をしてください。

- (1) 放課後児童クラブ入会申込書
- (2)調査票(表裏)
- (3) 児童クラブの利用が必要なことを証明する書類

<u>保護者及び18歳以上65歳未満の同居の直系親族(兄弟・祖父母等)について、</u> それぞれ次のいずれかの書類が必要です。

利用を必要とする理由	証明書類
就 労(会社にお勤めの方)	○勤務・内職証明書(家庭外労働)(令和5年9月以降の証明日に限る) 不規則勤務の場合のみ、以下の書類も必要です。 ○勤務表・ローテーション表等(申込時点の直近1ヶ月分) *勤務状況について、勤務先に確認する場合がありますので ご承知おきください。
就 労 (自営業・農業の方)	<ul> <li>○稼働状況届出書(家庭内労働)</li> <li>次のいずれかを添付してください。</li> <li>①確定申告書の写し</li> <li>②税務署に提出した開業届出書の写し</li> <li>③HP、チラシ等の営業時間がわかる書類</li> <li>④「農業経営改善計画認定書」、「商工会議所会員証明」等、公共性の高い機関が事業の実態を証明する書類</li> </ul>
出産(産前産後)	○出産予定児の母子健康手帳(出産予定日のわかる頁)の写し *利用可能期間は、産前3ヶ月・産後3ヶ月です。
疾病・負傷	○診断書など(写しでも可)
障がい	○身体障害者手帳の写しなど
介護・看護	○申立書(当該児童を保護できない理由を記載したもの) ○介護・看護が必要であることを証明する書類 (障害者手帳・介護保険証・医師の診断書等の写し)
就  学	<ul><li>○受講指示書及びカリキュラムがわかるものの写し(職業訓練学校等)</li></ul>

- \*勤務証明書や診断書等の証明書類の取得に日数がかかり、受付期間内に提出できない場合は、 提出が間に合わない旨をお伝えいただいたうえで、申込書・調査票は必ず令和6年1月9日(火) までに利用したい児童クラブへ提出してください。不足の証明書類は、令和6年2月中旬までに 提出をお願いします。その場合には、受付期間内に提出があったものとみなします。
  - ※<u>修正液等により修正された証明書は無効となります。訂正される場合には証明担当者の訂正印を</u> お願いします。

### 4 提出場所

### 希望する各児童クラブに直接提出してください。

※児童クラブの開館時間内(午後1時~午後6時00分)に提出をお願いします。

午後6時30分を過ぎていなくても最終児童が帰宅次第、閉館させていただくことがあります。午後6時以降に来館する場合は、児童クラブへ電話にて確認の上、お越しいただくようお願いします。また、書類の確認に時間がかかるので時間に余裕をもって来館してください。

### 5 入会審査について

- (1) 申請書の記載事項や提出された証明書等により、入会の基準を満たしているかの審査を 行います。継続利用の場合も、毎年申請していただいた上で審査します。
- (2) 利用にあたっては、昼間家庭で保育が出来ない事情を考慮し、学年や保護者・祖父母の状況等 により、必要度の高い児童を優先とし決定します。申込者数が定員を超えるときは、ご利用を お待ちいただくことがあります。
- ※1つの小学校に複数のクラブが存在する場合、申請状況によっては、申請したクラブとは別の クラブに配属となる場合があります。

### 6 入会決定について

令和6年3月上旬に、「入会承認通知書|または「不承認通知書|を送付します。

### **Ⅲ** 年度中途からの利用を希望される方の申請について

- ・4月以降、定員(受入可能人数)に達していない児童クラブについては、随時入会を受け付けます。 必要書類を各児童クラブへ直接提出してください。
- ・<u>利用開始日は、原則毎月1日としています。</u>月途中の入会(毎月16日)を希望する場合でも、 1ヶ月分の利用料等がかかりますのでご承知ください。

なお、ご提出いただく勤務・内職証明書等は、直近3カ月以内のものに限ります。

### 【利用開始日・受付期間】※利用開始日が休所日の場合はその翌日からの利用となります。

	区分	受付期間				
利用開始日	毎月1日	利用希望月の前月15日まで				
イングローングロー	毎月16日	利用希望月の前月末まで				

### 【必要書類・入会審査について】

4月から利用を希望する方と同様です。

### Ⅳ 夏休みのみの利用を希望される方の申請について

夏休み(長期休業中)のみの利用については、定員(受入可能人数)を超過せず、児童クラブの 運営に支障がない範囲で受け入れる予定です。

詳細は、広報みしま6月1日号(予定)及び三島市ホームページでお知らせします。

### V 放課後児童クラブのルール

### 1 早退・欠席等の連絡は確実に

- ・早退、欠席の場合は、連絡ツールアプリ「Kidsly(キッズリー)」にて<u>当日の午後1時までに必ず児童クラブへ連絡してください。当日の午後1時以降の連絡は、直接児童クラブへ電話連絡をお願い</u>します。<u>保護者からの連絡が無い場合は、お子さんを帰宅させることはできま</u>せん。
- ・緊急時は、午後1時以降の連絡に児童クラブへ直接電話連絡をお願いします。
- ・学校を欠席する場合も、必ず児童クラブにも連絡をしてください。
- ※学校の下校時間等により開館時間が異なります。午後1時以降、児童クラブに連絡がつかない場合は、運営事務局(055-941-7601)まで連絡をお願いします。

<u>お子さんが口頭で支援員に連絡するものは受け付けできませんので、必ず保護者が、支援員</u> に連絡をしてください。

### 2 児童クラブの過ごし方のルール (お約束事) を守ってください

- ・挨拶をしっかりする
- ・手洗いをしっかりする
- ・お友達を大切にし、仲良く遊ぶ
- ・物を大切に使う
- ・使った玩具・本等はしっかり片づける(整理整頓する)
- ・室内や廊下では走らない
- ・支援員の言う事を聞く

### 3 児童クラブを利用しない日のおやつについて

児童クラブは保護者の仕事がお休み等で家庭での保育ができる日には利用を控えていただく こととなっておりますが、クラブを利用しない日もおやつを用意していますので、次の登所時 に児童クラブをお休みした分のおやつをお渡しします。もしくは、下校時に児童クラブへ寄り、 おやつをもらって帰ってください。その際は、ランドセル等の中におやつを入れたままになら ない様に確認してください。

### 4 事故やけが、病気等の対応

児童クラブで、事故やけが、病気等が起きた際は、入会時の書類に記載されている緊急連絡先に連絡し、保護者にお迎えをお願いします。**緊急連絡先を変更される場合は、速やかに児童クラブ**へご連絡ください。

<u>なお、学校生活同様にインフルエンザ等の感染症罹患時や、学級閉鎖となったクラスの児童</u> は、感染拡大防止のため、クラブの利用はできませんので予めご了承下さい。

### V 放課後児童クラブのルールのつづき

#### 5 帰宅と迎えについて

基本的に、帰りは保護者のお迎えとしています。午後6時30分までに児童クラブにお迎えに来てください。急な仕事等で午後6時30分に間に合わない時は、電話にてご連絡をいただくとともに、代わりの方のお迎えによって下校させる場合は、<u>必ず午後4時までに電話にて連絡してください。</u> お預かりできる時間は最大午後7時までですので、遅れないようにお願いいたします。午後6時30分を超えてお預かりする場合は、<u>延長料金が別途100円/回発生</u>します。利用料等と一緒に、翌月27日にまとめて引き落しします。

<u>お迎えに来られるときには必ず車の施錠及び、貴重品の携帯をお願いします。過去にお迎え時に</u> 車上あらしが発生したことがありますのでご注意ください。

なお、保護者の仕事の都合等でお迎えができないお子さんについては、安全上の配慮から各学校の下校時間※に合わせて、下校指導をしています。 ※下校時間は季節によって変動します その際は、ご家庭においても、帰宅途中の安全指導(寄り道をしない、不審者に気を付けるなど)や通学路の確認をする等、十分ご指導をお願いします。

また、午後6時30分のお迎えに間に合わないことが続く場合には『ファミリー・サポート・センター』のご利用等も検討して下さい。

### ◎ファミリー・サポート・センターについて

「子育ての応援をしたい人」と「子育てを応援して欲しい人」が会員になり、助けたり助けられたりして育児の援助活動を行うことにより、仕事や家事と育児の両立を支援し、地域社会全体で、安心してゆとりある子育てができる環境づくりを目指している活動です。利用については事前の会員登録が必要です。

詳細については、三島市本町子育て支援センター内 ファミリー・サポート・センターへお問い合わせください。(電話055 - 983 - 2835 (水曜日休館))

#### 6 持ち物

すべての持ち物には名前をつけてください。また、学校同様「学校生活に必要のない物」 (玩具類・マンガ等) は持って来てはいけません。

### V 放課後児童クラブのルールのつづき

### 7 特別日課・学校代休日(行事等の振替休日)・長期休業中・災害時等の児童クラブの対応

### (1)特別日課

学期始めや学期末の特別日課等の際は、給食がありませんので、必ずお弁当等を持たせてください。(児童クラブの開館時間を早くして対応します。)

※食中毒防止のため、お弁当には保冷剤を使用するようにして下さい。

### (2) 学校代休日 (行事等の振替休日)

児童クラブは開館日となり、開館時間は、午前7時30分から午後6時30分です。

### (3) 長期休業中

夏休み、冬休み、春休みも開館しています(年末年始を除く)。 時間は、午前7時30分から午後6時30分です。(延長は、午後7時までです) 児童クラブで昼食を食べる日はお弁当と水筒を持たせてください。 ※令和6年度以降は、夏休み中は希望者へお弁当の提供(有料)を行います。

### (4) 災害時等

地震(予知を含む)や台風の場合は、児童クラブ設置場所の小学校の対応に準ずることになりますのであらかじめご承知おきください。**運営事務局から情報展開ツール用のLINEにて児童クラブの対応を連絡いたしますので、忘れずに確認をお願いします**。

具体的には、台風等の接近に伴い、<u>学校が午後1時前に緊急下校等になった場合は児童クラブ</u>でお子さまをお預かりせずに学校の対応どおり帰宅させることになります。

児童クラブは通常の状態でお子さまをお預かりすることを想定しており、

学校が非常事態で自宅に帰るように指導している状況では、児童クラブでお子さまをお預かりすることはできません。同様に、台風等で学校が休校になった場合は児童クラブも閉館となります。

したがって、緊急時にお子さまが家へ帰ることになった場合にも家に入れるようにカギを 持たせるなど、事前に対応をご家庭で相談してください。ただし、保護者のお迎えが必要と なる場合は、学校と協力して対応します。

### 8 その他

### ◎LINE配信サービスについて

児童クラブからの緊急連絡やお知らせは保護者へLINE配信します。LINE受信の登録 手続き等の詳細は入会承認通知書と一緒に送付しますので、登録をお願いいたします。

◎放課後児童クラブのルールを守れず、クラブが安全に運営できないと 判断した場合、退会をお願いすることがあります。

### VI 申請内容の変更及び退会について

### 【申請内容の変更】

勤務先・住所・家族状況など申請内容の変更があった場合は、児童クラブに備え付けの異動届出書により速やかにご連絡ください。<u>勤務先が変更となった場合には、勤務証明書の再提出が必要となり</u>ます。なお、世帯員の構成が大きく変わる場合には申込書を再提出していただくことがあります。

<u>住所変更により、他校の児童クラブに異動を希望される場合、異動先の児童クラブの入会状況に</u> よっては入会をお待ちいただく場合がありますので予めご了承下さい。

### 【退館する場合】

児童クラブに備え付けの退館届を、<u>退会する月の25日必着で児童クラブへ提出</u>してください。 利用料ですが、当月の利用料を翌月の27日が引落しになるので、<u>退館した翌月の27日まで引落し</u>が発生します

### VII 土曜日開館について

#### 【土曜日開館利用基準】

- ・土曜日開館を利用できる児童は、開館する土曜日に、入会要件 (P1参照) と同様の基準を 満たしていると認められる場合に限ります。
- ・土曜日(午前7時30から午後6時30分まで)は、センター方式により2ヵ所で開館しています。 (錦田小児童クラブ、北小第二児童クラブ) **利用には保護者の送迎が必須です。**
- ・土曜日開館利用をご希望の方は、<u>必ず土曜日利用申込書をご利用月の前月25日までに提出して</u> ください。申込みをされていない場合は、利用できません。
- ・お弁当・水筒・おやつ・着替え・帽子・ハンドタオル・読書用の本・勉強道具を必ず持たせて ください。
- ・土曜日は、<u>400円/回の利用料金が発生</u>します。<u>延長利用する場合は、別途100円/回の利用料金</u> <u>が発生</u>します。

### VIII お盆開館について

- ・お盆(午前7時30から午後6時30分まで)は、センター方式により3ヵ所を開館予定しています。 (錦田小児童クラブ、北小第二児童クラブ、中郷小児童クラブ)<u>利用には保護者の送迎が必須</u> です。なお、利用状況によっては、開館カ所の変更もございますのでご了承ください。事前に 利用希望の調査をさせていただきます。
- ・お弁当・水筒・おやつ・着替え・帽子・ハンドタオル・読書用の本・勉強道具を必ず持たせて ください。
- ・延長利用する場合は、別途100円/回の利用料金が発生します。

### IX その他

### 【新1年生入会児童の利用開始日について】

新1年生入会児童につきましては、慣れない場所で過ごすことになるお子様の負担を考慮し、 原則入学式(始業式)からご利用いただくようご協力をお願いします。

なお、どうしても入学式(始業式)前から利用が必要な場合は、<u>午前中のみお預かりします</u>。 1日預かりはお断りしておりますのでご承知おきください。

利用を希望する場合は、申込書を各児童クラブへ提出してください。申込書は各児童クラブで配布いたします。

### 【始業式・終業式の日の預かりについて】

学校のある日の児童クラブは、学校の放課後のみお預かりしています。 午前中に入学式や卒業式がある日の午前中はお預かりできませんのでご了承ください。

### 様式第3号(第6条関係)

### ≪記入例≫

- (1.)新規
- 2. 前年度より継続
- 3. 再入会
- 4. 一世带二人申請

## 三島市放課後児童クラブ入会申込書

令和 5年 5月 15日

株式会社トヨタエンタプライズ 宛

住 所 三島市北田町4-47

申込者 氏 名三島 太郎

電話番号 055-975-XXXX

入会希望のクラブ名を記入 (P12参照)

児童クラブへの入会について、次のとおり申し込みしょう

7	今たる	学望する					$\overline{}$			
					三島市	(	000	児童クラ	ブ	
兄	里グファ	ブの名称					1	· .		
			ふりがな		みはえん		H28年	10月3日生	性別	男女
入	会	児童	氏 名		三島 円	<u> </u>			132/3 3	
			在籍学校组	各	00	小学	学年(新学年)		_1	年
	氏	名	入会児童 との続柄	性別	生年月日	年齢	新年度の	学年を記入		等
家	三島	太郎	父	男	S <b>54</b> . <b>2</b> . <b>2</b>	43	会社員	(非	集)〇〇	
族	三島	花子	<del></del>	<b>4</b>	S <b>54</b> . <b>7</b> . <b>8</b>	43	パート	スー	パー〇	0
の	三島		姉	<b>4</b>	H20.9.10	14		00	)中学校	荣
	三島		弟	男	R4.6.3	0		保育	園申請	中
状	三島	$\triangle \triangle$	祖父	男	S23.1.1	74				$\int$
況	三島	00	祖母	<b>*</b>	S33.3.4	64		と 育園申請中 で記載して		
	三島	*	叔母	<b>*</b>	S60.4.5	37		で記載して	1/201	, ,

フ 児童と同居 (二世帯住宅、同 理 一敷地内含む) している親族 全員記入してください。

### 子どもが下校時に両親が不在のため

居 宅 の 状 况 【1 月宅 2 借家 3 アパート 4 会社の寮 5 その他(

生活保護の状況 (1) 適応なし 2 適応あり(年 緊急連絡先 **母:携帯** 

児童と同居する18歳以上65歳未満の直系親族等の方については保育が出来ないことを証明する書類の添付が必要になります。 (記入例の場合、父、母、祖母が該当)

(注) 児童クラブへの入会を希望する理由を明らか 断書等)を添付すること。

11

				調査	: 票	(表)。	)	«	記入例	]≫₊
児童氏名↩		三島	丹太₽	入会者	望児童	[クラブ↓	, (	00	放課後児	重クラブ↔
↓ 申請理由(	父母の	)状況)	※該当する	るものを(	つで囲ん	で下さい	١,,			
机			角傷 ・ 死別等) ・	障がい <del>*就学</del> ↓		護、看護		(4c +s)	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	)∻
祝			(産前、産後 死別等) ・	) · 就学↓		付けて下	者が保育でさい。↩	26	V.GEN	)÷
出欠の子	定、利	川用 );	有無。 (有)・	<b>##</b> -  1	7 時	30	分頃(連)	えに来る	5人 母	).
時の習v る早退等 てくださ	を記力		放休』 ※現7 名前	¦ 宝児童クラ	ブに入会	している兄 年)	弟・姉妹の ・ 名前		当する児童; してくだる	
況		養者の仕		Ħ₽	月₽	火和	水		<del>≉</del> ₽	金和
t		甘は利用	できま	<del>え</del> 退4 1	O₽ 6 時₽	φ Οφ	<b>X</b>	p	O <sub>0</sub>	O <sub>6</sub>
	心臓犯			) · #	) p +	平 熱。		3 6 -	5	°C+
	 薬の4	的な服装 名前(	薬。・なり	・ あり	(B)	※クラブで 	の薬の服用(  エビ	Cつい	ては要相談と  ) 。	) ₽ なります。₽ ) ₽
児童		第一条 第一条			Ŋ+	,	ウェニュー ウェニュー ウェニュー ウェニュー ウェース ウェース ウェース ウェース ウェース ウェース カース カース カース カース カース カース カース カース カース カ	4	(%L)	
一の 健	学級	(予定)		通常学級	$\rightarrow$		(通級)	٠ \$	- 特別支援学約	<b></b> &₽
の 健 康	性	7	格≠ 長 所↩	明るい	,		短 所₽	短氦	P	
状 況	卒	園 :	名♂		00	幼保	)友人関係	4	良	<b>}</b> ₽
t	そ	<b>ග</b> 1	他 - <u>るこ</u> お子	さまがク <b>とがあれ</b> さまを安	ラブでi <b>ばできる</b> 全にお預	過ごすうえ <b>るだけ詳し</b> 頂かりする	で、 <u>支援</u> ノく書いて	<b>員に信</b> く <b>ださ</b> 要な項	E入ください。 E <b>える必要の</b> <b>さい。</b> ↓ 質目です。↓	<u>D</u>
<u></u>					己入 欄					٠
入会₽		希望	日 月	Ħ₽	入会・	保留・	取消↩		年 月	目↩

# 調査票(裏)。

緊急	連絡先	t)		緊急時に連絡できるよう職場、携帯等連
優先← 順位←		ふりがな↩ 氏 名↩	児童をの↓ 続柄↓	絡先を可能な限り記入してください。↓ 区分(名称) 電話番号↓
1₽	半にき	花子。	<b>⊕</b> ₽	携帯・ 自宅→ 090 - XXXX- ○○○→ 職場 ( スーパー○○ )→ 055 - 977 - XXXX→
2 0	当にき	<b>太郎</b> ₽	父₽	携帯・自宅→ 090 - △△△ - XXXX → 職場 ( (株)○○ ) → 055 - 983 - XXXX →
3₽	き	OO	祖母₽	携帯 ・ 自宅
【緊急	急時の対	応について】+		4
2 7		ブに迎えに来る 兄弟姉妹と一緒 (		に来る人 <b>三島 OO</b> 関係 <b>祖母</b> ) う ( 年 組 氏名 ) <sub>4</sub>

祖父母の状況 ※"同居"には、二世帯・同一敷地も含みます。↩

٩		氏 名↩ 住所↩		生年月日₽	同居・別居等₽	勤務先・健康状態↩
		証明書類提出₽		年齢₽		(病名等)₽
7	祖	三島 △△↩	北田町4-47₽	S23.1.1₽	同居 ・市内別居・	₽
交上	父	有 ・無		74 歳・	〕市外 ・ 不在↓	
父方。	祖	三島 000	<b>局上</b> ₽	\$33.3.4	同居・市内別居・	
	母	有・無₽		64 歳∢	市外 ・ 不在₽	健康状態良好↩
;	祖父	沼津 〇〇	沼津市○○↩	\$23.5.5₽	同居・市内別居・	¢ ,
母方	t	有 ・ (無)		74 歳←	市外・不在□	
友	祖	市外の場合	、市町村ま		市内別居・	-/
	苺	での記入で	でも構いま 離別	または死別の	場合は、氏任6	5 歳未満の祖父母
	t	せん。+		住所・生年月日	Diaが関かま 🗐	で同居(二世帯・同
+ <sup>1</sup>			\$   \$	不在」に○をつ	いチスセキ	一敷地内を含む)し
同意	事.ii	※次の内容	を確認し、口にいる。	ų.	9	
<b>⊅</b> 20	の調	査票及び添付書類	の記載内容は		~1	ている場合のみ記入
\⊂}	所定(	の様式により届け	出ます。↩		( )	ノてください。 <b>→</b>
<b>動</b> 放	課後.	児童グラブの入会	要件を確認するため	に、必要に応し	シて世帯状況等につ	いて三島市に情報
提1	供を3	求めることに同意	: します。↩			
<b>村</b> 原:	音が	安全に放課後児童	(クラブを利用するた	めに、必要に属	ないて小学校等関係	- 係機関に個人情報の
		求めることに同意		.,, ,,	a + + 12 · · · · · · · · · · · · ·	
			ンなり。 私いします。また、	ಶ[ಪಕಃ ಎಂ. ಇಂತಂ ಕ	ンあ も担合)す - 切	註かってや古む い
-	_		JAV. O & 9 ° &/E\		≯//つ/こ物日は、1M —	07/V (4) X 14/V (C
	す。。		and the land of the land	P	対容を確認のうえ、□	コにチェック
业放	課後.	児童クラブのルー 令和 <b>4</b> 9	ルを守ります。↓ <b>12月 6日</b>	1	を入れてください。	+
		14-10-	. ,	保	 :護者氏名	三島 太郎 🖟
				PT	HZ.H + 4. H	

## ≪記入例≫√

※訂正がある場合は、該当箇所に二重線を引き、↩ その上に事業所印を押すこと(修正ペン等は不可)→

| 放課後児童クラブ用|| 勤 務 ・ 内 職 証 明 書↓

(株)トヨタエンタフ°ライス \* →

三鳥市学童運営グループ宛

証明者(事業主)に記入・押印していただい てください。(事業者印がない場合は、下記 に管理番号を記載願います。) ↓

令和 5年5月15日↓ 証明日

事業所名 (株)(()()(人)

所在地 代表者名

電話番号

三島市××番地。

00 00

055-975-×××

下記の内容について、事実であることを

この書類は勤め先等に証明していただいて ください。ゼ

就 労 者 氏 名∉ 三島 太郎。 三島市北田町 労 者 住 所∉ 就

能。

自営業主の場合は裏面の稼働証明書に本人 が記載し、必要書類を添付してください。↓ 訂正の際は、該当箇所に事業所印を押してく ださい。(修正ペン等不可)

就労開始日:**平成25**年 4月 1日から〔就労中 〕 就労予定↓ 就 労 年 月

形

日↓契約満了日:

正規)・ 派遣

年 月

日まで(有期の場合のみ) √

復職予定日:

年 月

日 (産育休中の場合のみ) ₽

就 労 Ħ 数+

就

労

1ヶ月平均 21

日 (休業日: 土·日·祝 曜日)₽ 分) ₽

労 辞 間₊ (通勤時間含まない)

土曜:

辞 ÷

8時 30分~ 17時30分(実働: 8, 時間

シフト勤務等、勤務時間が一定でない方は、↓ 直近のシフト表または出勤簿等、勤務実績がわ かるものを添付してください。↓

労 (具体的に)。

团

**Ø**+

先

日曜:

平日:

○○製品の卸売(営業

不明点等について問合せさせていただく場合 がありますので、事業所担当者の氏名・連絡先 を記入してください。↓

批。 憗 (事業所所在地と同じ場合 は記入不要) ₽

入内容

钋

沼津市〇〇町××番

 $\Delta\Delta$ 

電話番号:055-962-××××₽

管 番 뮦. 理

事業所印が押印されていれば記入不要です。↓

担当者名:

( 問 合 せ 番 号 ) ↓ ※上記に事業所の押印がない場合、管理番号で問合せする場合があります。押印なしとす

る場合は必ずご記入ください。₽

児童を記入していただいて構いませ h. +

保護者記入欄。

問い合

児童との続柄↩ 祖父 祖母 放課後児童クラブ名₽ 児童氏名↩ ○○児童クラス♪ 三島 一郎。

その場合は、必要枚数分コピーしてい ただき、一番下のお子様に原本を、そ の他のお子様にはコピーを添付して提 

※兄弟・姉妹で申請する場合は複数の

## 三島市放課後児童クラブ一覧

学区内に複数の児童クラブがある場合、申込み状況により対象地域を調整する場合があります。

児童クラブ名	場所	電話・FAX共通	クラブの対象地域等
徳倉第一放課後児童クラブ	徳倉4-1-39 学校敷地内駐車場北西側	055-986-7979	徳倉1丁目、2丁目
徳倉第二放課後児童クラブA		055-988-2711	徳倉3丁目
徳倉第二放課後児童クラブB	(第一クラブ隣)	055-988-2722	上記以外の地域
沢地放課後児童クラブ	沢地127-1 校舎東側外階段2階	055-986-8866	学区内すべての地域
錦田放課後児童クラブA	谷田966 校舎体育館棟1階	055-975-5822	1・2年生
錦田放課後児童クラブB	THE CONTRACTOR	000 070 00=	3年生以上
向山第一放課後児童クラブ	谷田1946 校舎東側外階段2階	055-975-5844	中島、中、夏梅木
向山第二放課後児童クラブ	谷田1953-2 学校敷地内駐車場東側	055-971-2377	上記および下記以外の地域
向山第三放課後児童クラブ	谷田1946 校舎東側外階段2階	055-981-5599	大場(パサディナを除く)、 多呂、錦が丘
東放課後児童クラブ	東町10-1 北校舎1階	055-972-7393	学区内すべての地域
南第一放課後児童クラブ	富田町6-1 校舎東側階段2階	055-975-0596	下記以外のすべての地域
南第二放課後児童クラブ	富田町6-1 校舎東側階段3階	055-975-0066	新谷、玉川、平田、南二日町
南第三放課後児童クラブ	富田町6-1 校舎東側階段3階 第二クラブ隣	055-981-7222	【学区内】本町、南本町、 中央町、北田町、 中田町、南田町、富田町
北第一放課後児童クラブ	文教町1-4-8 体育館棟に併設	055-986-3434	【学区内】本町、芝本町 一番町、大宮町、 文教町1丁目
北第三放課後児童クラブ	文教町1-4-8 校舎1階校庭側		【学区内】文教町2丁目
北第二放課後児童クラブ	文教町1-4-8 校舎と体育館棟の間	055-986-6050	上記・下記以外の地域
長伏小放課後児童クラブ	長伏226-5 校舎1階体育館向かい側	055-977-7139	学区内すべての地域
山田第一放課後児童クラブ	川原ケ谷812 校舎1階東側	055-971-9668	三恵台、初音台、旭丘、 その他の地域
山田第二放課後児童クラブ	川原ケ谷812 校舎1階 第一クラブ隣	055-976-7880	加茂、若松町
		055-977-4373	梅名
中郷第二放課後児童クラブ ┃	梅名449-1 学校敷地内国道側 第一クラブ併設	055-977-6170	上記以外の地域
西第一放課後児童クラブ	緑町7-7 校舎1階中央昇降口隣	055-976-1259	三好町、清住町、南町 緑町、中央町
西第二放課後児童クラブ	緑町7-7 校舎2階	055-976-1260	上記以外の地域
		055-986-7233	下記以外の地域
北上第二放課後児童クラブ ┃	徳倉844-1 正門手前校舎1階 第一クラブ隣	055-986-5080	萩、徳倉2丁目、 徳倉4丁目、徳倉5丁目
佐野放課後児童クラブ	佐野238 体育館棟に併設	055-992-6596	学区内すべての地域
坂放課後児童クラブ	市山新田163-2 学校グラウンド北側	055-972-2206	学区内すべての地域
	徳倉第二放課後児童クラブA 徳倉第二放課後児童クラブA 徳倉第二放課後児童クラブA 協問 山山 新課後児童クララララララララララララララララララララララララララララララララララララ	徳倉第一放課後児童クラブ	徳倉第一放課後児童クラブ   徳倉4-1-39   少校敷地内駐車場北西側   055-986-7979   学校敷地内駐車場北西側   055-988-2711   学校敷地内駐車場北西側   055-988-2712   次一クラブ院   次一クラブ院   055-988-2722   次一クラブ院   055-986-8866   次一クラブ院   055-986-8866   次一クラブ院   055-975-5822   次世127-1   校舎東側外階段2階   055-975-5822   次世127-1   校舎東側外階段2階   055-975-5822   次世127-1   校舎東側外階段2階   055-975-5822   次世127-1   校舎東側外階段2階   055-975-5822   次世127-1   次世期後児童クラブ   公田1946   校舎東側外階段2階   055-975-5844   公田19年   055-971-2377   公田1第二放課後児童クラブ   安田1946   校舎東側所段2階   055-972-7393   東町10-1   北校舎1階   055-972-7393   第二一放課後児童クラブ   宮田町6-1   校舎東側階段3階   055-975-0066   宮田町6-1   校舎東側階段3階   055-975-0066   宮田町6-1   校舎東側階段3階   055-975-0066   宮田町6-1   校舎東側階段3階   055-975-0066   京ニカ京ア院   次教町1-4-8   体育館棟に併設   055-981-7222   北第一放課後児童クラブ   文教町1-4-8   校舎と体育館棟の間   055-986-3434   北第三放課後児童クラブ   大変26-5 校舎1階体育館向かい側   055-977-1739   山田第一放課後児童クラブ   展伏26-5 校舎1階体育館向かい側   055-977-1739   山田第二放課後児童クラブ   神郷第二放課後児童クラブ   神郷第二放課後児童クラブ   梅名449-1 学校敷地内国道側   055-977-170   西第一放課後児童クラブ   緑町7-7   校舎2階   第一クラブ併設   055-976-1259   西第二放課後児童クラブ   緑町7-7   校舎2階   055-976-1259   西第二放課後児童クラブ   緑町7-7   校舎2階   055-976-1260   次年338   体舎844-1 正門手前校舎1階   055-986-5080   第一クラブ階   055-986-5080   第一クラブ階   055-986-5080   第一クラブ階   055-992-6596

問い合わせ:傑トヨタエンタプライズ三島市学童運営グループ 電話:941-7601 FAX:941-7602